

磐手杜神社、成合春日神社の伝統行事とそれを支える人達

大阪府知事から許可をうけている神社は、府下で60社前後、高槻市で春日神社と称するのは7～8社であるが、神主がいて社務所のあるところは少ない。殆どが兼務所である。

磐手杜神社の兼務神社は、成合の春日神社、塚原の八幡宮、津之江の筑紫津神社、あじやりの森稲荷神社、芝生の八幡神社、山手の春日神社（この春日神社は明治44年の太政大臣布告令により、一村一神社となり、これまで独自の春日神社であったのが、磐手杜神社に合併となった。しかし、その半年後やはり独自で社務を続けたいと府に交渉したが、認められなかった。

このため、形式上は磐手杜神社の境内外の末社となっている。本祭は5月3日で、当日は子供御輿、布団太鼓がで、大変賑やかである。）

合併の際、別所村にあった雲峯神社が磐手杜神社に合併させられた。また、成合の春日神社はその古き伝統から市内春日神社の中心的存在であったが、一村一社の布告令を機に、磐手杜神社の末社となった。しかし、日常の社務は地元成合の1老～10老と呼ばれる人達で運営され、磐手杜神社の藤林宮司は年3回程度出向くとのことである。

藤林宮司の父も磐手杜神社の宮司であったが、その後、無住社で荒れている筑紫津神社の再興のため、住居を同社の近くに移した。現在の藤林宮司はこのため小学校時代はそこから学校に通学していた。その間、磐手杜神社は父の弟の叔父が宮司として守っていた。

父は昭和22年3月31日に引退、同4月より今の藤林宮司が引継ぎ、筑紫津神社も兼務した。

藤林宮司のご子息も宮司となり、勤務の傍ら藤林宮司を支えている。

かつては、西暦600年前後の頃、安満宮山古墳あたりは、磐手杜神社の境内地であった。宮山古墳のあたりは、古地図（奈良時代条里制の頃のもの）では、辰垣といていたのが、記録に残っている。古代、安満庄は門戸（今の八丁綴の交差点附近）、即ち安満小字門戸が小字の1番で、そこを基点に北東へかけて小字が46あり、最後の小字が宮山古墳のある辰垣であった。勿論、この安満庄の中には、別所、古曽部、磐手、山手、安満、成合等々が含まれている。

安満という名の謂は、一説によると安心して満足して暮らせるところという意味も込められているといわれている。

当神社の社紋は「昇り藤」、これは藤原鎌足の家紋と同じで、奈良の春日神社とは関係ない。奈良は「下り藤」、昇り藤は当磐手杜神社と東大阪の唐国神社だけである。

この神社の大祭は5月5日、JR高槻駅北側地域はこの日であり、南側は10月の体育の日になっている。

但し、原の八阪神社の蛇祭だけは4月に行われる。兼務社の筑紫津神社は10月の第2土曜日、今年は14日で午前11～12時、境内にある弁天神社は午後1～2時である。この祭礼には、格別の行事もなく、藤林宮司が神事にのっとり、御霊をお守りするため祈祷するだけであり、このとき近隣の人達が参詣する。

明治の初めに、租税の改正があり、これに付随して神社占有土地の見直しがあった。—時代々々に時の権力者（荘園主、領主等）が磐手杜神社に安堵、保証した土地、山林等—その結果、神社の占有土地と看做された土地は竹林も入れ約2,800坪になった。この内400坪程が竹林であった。

奈良時代、磐手杜神社の管理土地とされていた山林については、明治以降、租税改正後も同社に入会権（雑木林の間材、まったけ狩の権利等）は認められ、日常の管理は磐手杜神社に委されていた。

そこから得られる収益は神社のものとなったが、当然、管理責任は神社の責任を負うものとされた。勿論、安満村の管理山林としてのものもあり、江戸時代、明治以降も、まったけ狩のシーズンになると、神社、村とで一番山、二番山、三番山とに分けて入札料をとった。

また、燃料材料として、五寸未満の間木材は11月から翌年5月迄の新芽が出る前に、村人に格安で分けられた。これらの収益は神社管理地のものは神社に、村の管理地のものは村に還元された。

神社はこれらの収益で維持管理が充分出来たのである。村人も割安の燃料確保により、生活は他の村落より楽だった。それ故に、村民の神社への崇拜の念は強かった。

このような背景の中で、昭和6年、磐手村は高槻町と合併した際、村有林の入会権、池の水利権等を高槻町に譲渡、これで得た収益は村に9/10～8/10、村民に1/10～2/10の割合で還元された。

安満村が得た収益金は、当時の金で10,000円相当、内訳は現金6,000円国庫債券4,000円、現金は農事販売協会（今の農協にあたる呼び名は少し違うかも？）に預け、これの利息が3月、9月に村に入るようになった。この当時の村民の軒数はおおよそ180軒であった。

これも昔から磐手杜神社の管轄下にあった山林、田畑、池などが「村の管理下」に神社の好意で移っていたことも手伝い、村の収益の源泉として大きく寄与していたからである。

これら要因もあって、村民はこぞって磐手杜神社に感謝し、畏敬の念が強く、村人は神社の神事、伝統を守り続けることには、私財を投げうっても支援、協

力していこうという風土が醸成されたのだろう。

それ故に、村人は神社の行事をすすめる上で、神社の色々な役に就くことは、村人にとって名誉という意識がことのほか強かった。

従って、祭りの際には、村も村人も相当な出費が伴うが、磐手杜神社の大祭、通称「馬祭」が毎年5月5日の子供の日に行われるのである。この祭りは八百年前の平安時代末期から始まっている。

当時、百姓達の楽しみは、馬にのり、武者姿に似せ、神輿を練りまわし、かつぐことで、神事をとどこおりなく済ませることだったのだろう。

神事とは、単に神々への祈りという側面だけでなく、村人の団結、助け合い、楽しみ、村個有の約束事を後世に伝える面も含まれている。

馬祭で、神輿が宮入する時、引き手(だんじり)の男衆達は‘浴衣、に鉢巻、腰に扇を差しながら、目出度い時に唄う、伊勢音頭をうたい乍ら、春日橋を渡っていく、時代が明治、江戸時代にタイムスリップしていく風情がそこに感じられる。

安満には、北、中、下のお旅所があり、そこでは神輿に祀られた神様の御霊のお休みどころとする。

神輿を先尊している馬は3頭で、夫々の馬に少年が乗るか、元服する15才のものが昔は乗ることになっていた。今は少子化で年令に制約はない。一の馬に乗るノリコ(昔からの呼名)は、神社神主の家、神社を補佐する禰宜の家から出す。ただ、この両家に子供が親戚を含めいないときは、借子といって他から借りてくるが、安満にゆかりのある者が条件で、誰を選ぶかは磐手杜神社の宮司の裁量にある。

この祭りは藤林(神主)、小西、入江の3家が主軸であるが、小西、入江家は祭りの奉仕をする役どころで、馬に乗るのは、この3家からで衣冠束帯に身を固める。(注、現在、小西入江家は没落してない)

祭りの役としては、家つきと肉つきの二つの権利がある。ここでいう‘権利、とは役につくとは村人にとって名誉であり、その権利を得るということである。

家つきとは、家についた権利で、当主が亡くなっても、その子、兄弟、従兄弟、等血縁のある男子に継がれていく。この場合その者が安満に居住していることは関係ない。

肉つきとは、その人についた権利であり、亡くなると権利を失う。

現在、上述の如く、一の馬にノリコとして乗れるのは、小西、入江両家が没落してなく、藤林家筋だけである。藤林家が神宮を兼ね、一の馬に乗る。

二の馬、三の馬は一の馬に付随して出来た馬である。通称、馬座といい、昔は30軒あったが今は15、6軒になっている。

馬座の中には、役座、中入座、後入座の3グループがあり、役座が二の馬、

中入座、後入座が三の馬に乗る。

ここで、ノリコは、色々な制約、守るべきことがある。(差別とはとらえていくものではない。伝統の約束ごととして理解すべき)

一の馬のノリコは5月1日から5月5日の例祭までは精進料理とし、肉魚は食べられない。

昔は例祭が5月15日であったので、5月1日から15日迄精進料理、女人禁制で、小学校へ行っても莫座1枚をもって行き、一番後で女子と折触しないようにし、担任の先生もそれが出来るよう配慮した。但し、これは戦前迄で戦後はこのようなことは差別の最たるものとして、辞めているが。また、一の馬に乗るノリコは神宮の処でその間居住することになっていた。現在はこの同住はやっていない。

二の馬、三の馬のノリコは、5月3日～5日迄が精進料理であるが、昔は5月3日から15日迄であった。

また、女人禁制は、一の馬と同様戦前迄その間守ることになっていた。勿論、これも戦後は廃止されている。(昔は女人禁制では女性の手にもふれてはならないとされていた。)

馬座の中には、役座、中入座、後入座の3つのグループがある。役座が二の馬、中入座、後入座が三の馬に乗る。以下、馬祭の祭事は神事の式次第にそって進められていくが略す。

磐手杜神社の祭礼として、まとめると、伝統と村落協同体の精神的支えとして維持され、育み、受け継がれてきた「馬祭」は、その運営の主体となる神社氏子中等が五穀豊穡を願い、執り行う農耕儀礼の重要な時季の行事として、古来、大事に継承されてきた高槻市を代表する春祭である。

「馬祭」そのものは、「オダンツキ」という神をお迎えするお仮屋を設えるところからはじまり、宵宮、枕太鼓の巡業で村中をお祭り気分盛り上げたところで、本宮、渡御行列を迎えるのである。

一ノ馬、二ノ馬、三ノ馬、そして、神輿などが練り歩く渡御行列は、神馬の位に付く一ノ馬の「アシアゲの儀」で幕が開き、渡御行列の指揮権を授ける「扇渡しの儀」を経て各御旅所へと練り歩き、市場の辻での「シバリオの儀」を以って神輿が神社へと還る。

そして、一の馬の「ノリコ」が御神体を神社に納めて大祭を終えた後、「オダン」を解体撤去し、祀っていた御幣をその当屋の屋根に上げたところで、めでたくお開きとなる。

これらの祭礼を支え、運営しているのは「宮座」である。宮座は一ノ馬座・女郎馬の二座四組、その戸数は古来より二十数軒で構成され、継承されて今日に至っている。

この馬祭とは別に、磐手杜神社の神事として、小豆粥神事（昔は管粥神事とも呼ばれていた）がある。この神事は少なくとも、江戸時代から続いているものであるが、昭和44年迄は非公開であった。昭和45年より、藤林宮司が当時の安満の実行組合長と話し合った結果、公開することになった。

神事は、戦前府下の神社ではあちこちでなされていた。高槻の塚原、八幡宮では今も当社と同じ要領で行われている。その年の作物の出来、不出来について、小豆粥を炊くことによって占なうものである。

磐手杜神社では、毎年1月15日午前4時から神宮が米4合、小豆1合、水1升5合を土鍋に入れ、その中に笹竹の長さ3寸のものを一緒に入れる。粥が炊きあがったとき、この竹筒の中に入る米、小豆の多寡によって豊穰を占なうものである。

戦時中までは、米が1、早生2、中手、3、奥手の内どの苗がよいか、次に4麦、5なたね、6綿の作柄予想を占なうものであったが、終戦後は4～6がなくなり、米のみの占ないになっている。

当社の末寺に明治末になった成合の春日神社の社務を司さどっているのは、肉づきの宮座の人達で、50人程いる。この内10人が神主の代行として、毎月1日と15日に春日神社とその境内にある末社の社殿の清掃を行なっている。

これら10人は年令順に1老から10老まであり、それぞれに役割がある。

1老は本社、2老以下10老までは各末社を責任をもって管理する。

1老 本社、2老 山王神社、3老 若宮、岩尾神社、4老 今宮神社、5老 檜下神社、6老 稻荷、大井神社、7老 蛭子神社、8老 藤森神社、9老 山ノ神、九頭神、不動ノ森神社 石、ほこらのみ、10老 阿弥陀堂

野見神社の宮司が一時、春日神社をみていたが、地元でないため、風習、伝統が判らないこともあり、兼務は忙しいということもあって、元の磐手杜神社に返してきた。それ故当社が末社となっている春日神社を節目毎に年3回程度祭等の際、出向いている。ただ、毎月の日常行事、管理は1老から10老が以前から行なっていた。（注、昭和48年頃から再び磐手杜神社が関与した。）

春日神社は、その昔（明治44年の磐手杜と合併するまで）この高槻地域の中心的存在であった。

1492年頃、近くにあったしたん寺は戦乱の続く中で、寺の維持が出来なくなり、山林3反、田畑3反を差し出すので、春日神社に祭ってほしいと申し出があり、これを春日神社はうけ、境内に阿弥陀堂を造った。

春日神社は数年前に本殿が建替えられたが、それまでは、山内寺は寺の様式が一部とり入れられた跡が残っていた。今も境内の束すみの一角に色々な鬼瓦が置いてあるが、これはしたん寺で使用されたいたものである。平安末期、鎌倉、室町時代のものが含まれている。

したん寺、春日神社、金龍寺はその位置からみて、不等辺三角形になっている。何か意味づけするものがあるのか。

春日神社、磐手杜神社は山林の間木、下草の苅取の札料等の収入源があり、これが神社の維持管理に大きく寄与していたと云える。

この春日神社でも粥占を現在もやっているが、非公開である。

また、成合の春日神社では、その年の月ごとの晴雨を占なう豆焼神事があり、今も行なわれているがいつ為されているかは不明。以前は2月の節分の日であったよう。

この神事は社務所で囲炉土器12個を用い、その上に各々1個ずつ豆粒を置き、豆の焼具合、早さ等で、どの月に雨が多いか等を占なうものである。(注1つの土器に1人つき、焼具合 - 豆のどこの部位かを含めて、一人ずつに報告させる。 -)

これらは自然界に対する畏敬の念をもち乍ら、一見不合理とも思える占いであるが、雨の降る時期、量などを早く知って備えておこうというものである。

見方を変えると、娯楽の少ない時代での占いは、コミュニケーションの場でもあったが、決してそれは遊びではなかった。占いは作柄に直結した真剣勝負であったと云える。

磐手杜神社の大祭(馬祭)で、次の年の大祭をとりしきる者を、視配というが、この視配になることは大変な名誉。視配として八人が保存会の会長名で委嘱状がでる。この選ばれた八人の中から、互選で視配頭が選ばれる。

追記になるが、磐手杜神社の境内には、岐阜の根尾谷の漆黒桜の枝分けが10年前に植えてある。そこは手洗石のそばであり、水がよくあふれ落ちることから分枝にも拘らず、良く発育し、大木に育ってきている。

この漆黒桜はその昔、継体天皇(27代)が子供2人と陰れ住んでいたが、そこから出ていく時に、記念に植えたと言われている、いわくのある分枝桜である。

かつて、根尾谷付近で育った人が高槻の八丁畷近くに転居した時、記念に数本、故郷の記念樹として、その1本を磐手杜神社に寄贈されたものである。因みにその人の名は「根尾谷」の姓との事である。当時、根尾谷では漆黒桜の分枝を記念販売していた。

最後に、磐手杜神社内の稲荷神社には、別所の雲峯神社の鳥居と本殿が合併時(明治44年)に移築されていることを付記する。

(本文は藤林宮司から聞きとり要約)

本文は平成18年8月上旬と下旬の各々1日ずつ午後に、神社内で藤林宮司よりお聞きしたことを要約したものです。上旬の聞きとりには、六田さん、木村さんも同席されています。

尚、取材にあたっては、宮司の話される順序にそい記述しましたので、話の内容があちこちに飛んでおり、起承転結という面では精査されていません。ご寛容ください。